

町内から通学する高校生の定期代を補助し、  
経済的負担を軽減し、子育て環境の向上を図ります！

定期代の  
30%相当

# 平成30年4月1日から

## 制度スタート！

### ◇補助対象者



○御宿町に住所を有し、かつ、鉄道(特急券及び新幹線定期券を除く。)及び路線バスを利用し、町内から通学する高校生※またはその保護者。(他の助成を受けている場合は対象外です。)

※高校生…学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校(高等部に限る)高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る)及び専修学校(高等課程に限る)に通学する方。

○町税に滞納がない方。(世帯員を含む。)

### ◇補助金額・補助期間

○高校生が町内から通学する高校等までの全区間の公共交通の通学定期券の6か月分の定期代を基準とした1か月分の額の30%(100円未満切り捨て)に、購入月数を乗じた額。

○平成30年4月1日(適用日)以降に有効な定期券とし、高校在学期間を限度とします。

\*有効期間が在学期間を超える有効な定期券は、適用期間を日割りで算出します。

\*平成30年4月1日以前から引き続き、適用日以後も有効な定期券は、適用期間を日割りで算出します。

○紛失等により定期券を再購入したときは、重複する期間は除きます。

### ◇補助金申請方法

所定様式①「高校生通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入・押印し、②「通学定期券」写し、③「学生証又は在学証明書等」写し、④申請者名義の預金通帳の写しを添付のうえ、定期券の有効期間内に保健福祉課福祉介護班に提出してください。

\*①の所定様式は、保健福祉課福祉介護班または町ホームページからダウンロードできます。

\*詳細については、町ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】 御宿町役場 保健福祉課 福祉介護班  
電話：0470-68-6716